

差止訴訟の法定（検討参考資料・補充）

第1 差止訴訟の要件

1 差止訴訟の一般的要件

行政庁が特定の処分をしようとする場合にその処分の差止めを求める訴訟（差止訴訟）の要件として、例えば、次のような要件を定めてはどうか。

原告適格の要件

行政庁がしようとする特定の処分によって自己の法律上の利益を害されるおそれがある者であること

本案に関する要件（一義性）

行政庁が特定の処分をしてはならないことが一義的に定まること

救済の必要性に関する要件

処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること

2 救済の必要性が例外的に認められない場合

第1の～の要件が認められる場合でも、他に適当な方法があるときは救済の必要性が認められないことから、差止めを求めることができないことを例外的に規定することはどうか。例えば、個別法において一定の処分を猶予する特別の救済手段を定めている場合（例えば、国税徴収法第90条第3項、国家公務員法第108条の3第8項、地方公務員法第53条第8項、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条第3項）のように、特別の救済手段等がある場合には、これによる救済を求めるべきではないか。

第2 救済の必要性に関する要件の考え方

民事訴訟などにおいても、差止めは事前審査であるという性質から、例えば、著しい損害を生ずるおそれがあるとき（独占禁止法第24条参照）など、原状回復の困難性や損害の重大性などから救済の必要性が高く認められることが、一般的には要件として必要であると考えられているのではないか。処分又は裁決の差止めを求める行政の差止訴訟において、民事訴訟の一般的な差止訴訟よりも救済の必要性の要件を緩和することは適切ではないのではないか。

そのような観点から、長野勤評訴訟判決（最高裁判所昭和47年11月30日第一小法廷判決・民集26巻9号1746頁）のいう「処分を受けてからこれ

に関する訴訟で事後的に争ったのでは回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等、事前の救済を認めないことを著しく不相当とする特段の事情」のような要件も参考としつつ、司法と行政との役割分担や差止訴訟による救済の実効性等の観点から、救済の必要性の要件としてどのような要件を設定するのが妥当かを検討する必要があるのではないか。